

第2回海洋法に関する国際シンポジウム
「海洋資源の国際法一知の拡充・環境の保全・利益の衡平」
2016年2月16日-17日

開会の辞
黄川田仁志 外務大臣政務官

皆様こんにちは。ご紹介いただきました、外務大臣政務官の黄川田仁志と申します。本日は、第2回海洋法に関する国際シンポジウムに、このように多数の参加者にお集まりいただき、大変感謝をしております。かくも多くのご参加をいただいたのも、海洋資源の秩序ある開発に向けての日本の取組、また、「海における法の支配」の重要性を示すものだというふうに考えております。

海洋には、ご存知のように、ハイテク社会や低炭素社会に必要なレアメタル、レアアース、また、新たな可能性を秘めた生物遺伝資源があります。四方を海に囲まれたこの日本で海洋開発を行っていくことは、非常に重要な課題でございます。また、これは日本に限ったことではありません。国際社会においても、海洋資源の開発に対する関心が、非常な高まりを見せていると感じています。しかし、海洋資源の開発において重要なのは、秩序ある開発の実現のための国際的なルール作りであります。また、そのルールをしっかりと遵守していく、こういったことがより重要になると考えております。安倍総理もしばしばお話をされているように、「海における法の支配」、この促進が重要であるということでもあります。今年は、日本はG7サミットの議長国でありますし、また、外務省といたしましても、広島で外相会合を予定しております。「海における法の支配」は、サミットにおいて重要課題の一つとなります。この「海における法の支配」について、今日は、いろいろな角度から議論していただきたいと思います。

国連海洋法条約が発効してから、もう20年以上も経ちました。私達はこの間、この国連海洋法条約の下に、どのような持続可能な開発を行っていくか、また、様々な点で、このルールを守りながら、他国と調整してやっていくかということを、この20年間追求してきたわけでございます。しかし、新たな問題が、最近生じてきたのではないかと考えております。

深海底の開発の技術の高まり、また、いろいろなレアアース、レアメタルなど

の可能性、メタンハイドレートもこれに含まれると思いますが、海洋の可能性が高まれば高まるほど、それについての衝突というものが避けられなくなっているというふうに思っております。アジアで言えば、南シナ海や東シナ海において、様々な問題が生じていると言うことは、皆様が非常に高く認識されていることだと思っております。

今回、このシンポジウムにおいては、深海底の鉱物資源、大陸棚の資源、及び国家管轄権外区域の海洋生物の多様性に関する国際法の諸問題を取りあげて、皆様に議論していただくということでございます。公海及び深海底の生物多様性の保全や遺伝資源の重要性の認識が高まる中、本年は、新しい国際約束の策定に向けた交渉が始まります。今回のシンポジウムの成果をこの交渉等に反映していきたいと思ひますし、皆様には、今回の議論を踏まえた形で注目していただきたいと思ひております。

結びに当たりまして、このシンポジウムの成功を祈念するとともに、今回世界各国から様々な専門家、パネリストの皆様にお集まりいただきましたことに、深く感謝します。そして、実り多い議論がこのシンポジウムで繰り広げられることを心から祈りまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(了)